

仕様書

経理部

1. 件名

NEDO研究開発資産を用いた成果最大化に向けた先行事例調査事業

2. 目的

昨今の研究開発環境においては、国際情勢の不安定化や気候変動対応の加速等を背景に、研究開発に求められる役割や対象領域が拡大・高度化しています。これらに加え、第7期科学技術・イノベーション基本計画でも述べられているように、基礎研究から社会実装に至るまでの時間軸が大幅に短縮されており、NEDOが実施する研究開発事業においても、多様なニーズに柔軟に対応することが必要となっています。

このような状況の中、研究開発資産については、限られた資金の中で、その有効活用を図りつつ、日々変化する研究開発ニーズに即応していくことが重要となっています。一方、NEDOが実施する研究開発事業で取得したNEDO研究開発資産は、国費を財源とし、特定のプロジェクトの実施を目的として取得されたものであることから、プロジェクト期間中及び終了後における目的外での活用等には一定の制約があり、成果の社会実装・イノベーションの創出に向けて、迅速かつ柔軟な取扱いが難しい場合があります。

そこで本調査では、NEDO研究開発資産を取得した当初の目的に支障がないことを必要条件に、NEDO研究開発資産の有効活用および成果最大化に向けた方策を検討することを目的として、国内外の類似するファンディングエージェンシー等の取り組みや、その他参照すべき事例の調査・分析を行うとともに、得られた知見をNEDOが依拠する法律やルールと整合させ、実務として実現可能な具体的方策について検討します。

3. 調査内容

以下の、(1)～(4)に示す調査を実施する。

各項目の調査内容の概要を以下に示すが、詳細な内容・方法についてはNEDOと協議の上決定し、実施にあたっては、NEDOとの密接な連携の下で行うものとする。

- | |
|---|
| (1) 現行NEDO制度等の把握及び課題・ニーズの整理
(2) 先行事例等の情報収集・整理・分析
(3) NEDO導入候補施策の抽出・課題整理
(4) NEDO適用案の策定 |
|---|

(1) 現行NEDO制度等の把握及び課題・ニーズの整理

調査初期にNEDOと数回の打ち合わせを行い、 <u>現行のNEDORULESやNEDOが依拠する法律等を把握</u> するとともに、NEDO事業参画機関数社への <u>ヒアリングを実施</u> することにより、NEDO研究開発資産における <u>課題やニーズを整理・構造化</u> し、必要に応じて <u>調査項目の再設定</u> を行うこと。
--

調査にあたっては、以下の点に留意すること。

- 現行NEDO制度等の把握

「現行のNEDOルールやNEDOが依拠する法律等」については、打合せの場でNEDOから提示・説明を行うが、すべてを網羅しているとは限らない可能性があることを認識し、批判的視点を持って、事業者側においても必要な確認を行うこと。

○ 課題・ニーズの整理

現在顕在化している課題やニーズについては、打合せの場でNEDOから提示する。

あわせて、NEDOから提示する情報を補完し、潜在的な課題やニーズを収集する目的で、NEDO事業参画機関数社にヒアリングを実施すること。ヒアリング候補については、打合せの場でNEDOから提示する。

また、本調査とは別にNEDO事業参画機関向けのアンケートを検討しており、NEDOから当該アンケート結果が提供された場合には、課題・ニーズ把握の材料として活用すること。

○ 調査項目の再設定

再設定にあたっては、(2)～(4)に示す大枠の調査項目を変更するものではなく、現行NEDO制度等や整理された課題・ニーズを踏まえ、より有用な情報の収集・分析が期待される調査対象や調査軸等について見直しを行うことを想定する。

○ 実施時期

本項目については、調査開始初期に実施すること。

(2) 先行事例等の情報収集・整理・分析

国内外において国・ファンディングエージェンシー等が実施する類似の研究開発支援制度について、研究開発資産管理として導入している制度や運用、その他参照すべき取り組みについて調査を行い、**情報を収集・整理・分析**する。

調査にあたっては、以下の点に留意すること。

○ 調査対象

対象とする国・ファンディングエージェンシー等及びその研究開発支援制度については、10件（組織×制度）以上を対象とすること。提案書にその候補を記載するとともに、調査内容を踏まえ、NEDOと協議の上決定すること。調査の過程でより適当な調査対象を把握した場合は、NEDOと協議の上追加することも可能とする。

「その他参照すべき取り組み」については、探索調査として実施し、件数などは規定しない。

○ 調査深度

対象とする国・ファンディングエージェンシー等及び研究開発支援制度における研究開発資産管理ルールの把握に加えて、契約書や交付規程、マニュアル等を確認するとともに、各ルールがどのレベル（法律・政省令・マニュアル等）で規定された制度か可能な範囲で根拠も含めて把握を行い、必要に応じて当該組織への問合せやヒアリングを実施すること。ヒアリングを実施する場合は、NEDOと協議の上で決定することとし、NEDOの同席も可能とすること。

また、背景情報の把握の観点で、当該組織・制度の概要、支援スキーム、委託／補助(Grant)の種別、主なターゲット（民間企業／大学）等の情報についても収集・整理すること。

○ 分析軸

比較分析の軸については、調査項目(1)でNEDOから説明するニーズや課題意識を把握し

た上で、提案を行い、NEDOと協議の上で決定すること。想定される分析軸の例を以下に示す。

(例)

- ・ 研究開発支援制度の委託／補助の別、補助率
- ・ 研究開発資産の所有権の帰属先
- ・ 研究開発資産の費用計上のルール
- ・ 研究開発資産の取得費用を補助するルール
- ・ 研究開発中・後の目的外使用のルール
- ・ 支援終了後の研究開発資産の取扱い（処分ルール）
- ・ 取得する研究開発資産がオーバースペックでないかの目利き手法

○ 実施時期

後述する調査スケジュールの通り、調査前半と中間報告後の2期間実施すること。

(3) NEDO導入候補施策の抽出・課題整理

(2)の先行事例等の情報収集・整理・分析の結果を踏まえ、NEDOに導入することで効果があると考えられる施策・運用等を抽出し、NEDOに導入することを想定した場合に、実効性やNEDOが依拠する法律やルール等との整合性、リスク等の観点から課題整理を行う。

調査にあたっては、以下の点に留意すること。

○ 効果の評価方法・評価軸

NEDOに導入する候補施策・運用等の抽出における効果の評価方法及び評価軸については、提案を行い、調査期間中にNEDOと協議の上決定すること。基本的な考え方として「2. 目的」で述べたように、NEDO研究開発資産を取得した当初の目的に支障がないことを前提とし、NEDO研究開発資産の有効活用を図り、NEDO事業の成果の早期社会実装、イノベーションの創出につながるか否かを重視すること。

○ 課題整理方針

抽出した候補施策・運用等に対する課題整理方針については、提案を行い、調査期間中にNEDOと協議の上決定すること。NEDOが依拠する法律やルール等との整合性についてはMECEで検討すること。

○ 実施時期

後述する調査スケジュールの通り、調査前半と中間報告後の2期間実施すること。

(4) NEDO適用案の策定

(3)で抽出・整理を行った導入候補施策・運用等及び導入時の課題を踏まえ、NEDOで導入する場合の具体的な適用案を策定する。

調査にあたっては、以下の点に留意すること。

○ 適用案の策定

(3)で抽出した候補施策・運用等のうち、実効性等があると評価された内容について、整理した課題を解決するための方策を検討し、候補施策・運用等を見直し・リバイス等を行うことで適用案を策定する。

適用案には、適用施策・運用等の詳細に加え、導入に向けて必要なアクションや時間軸、

中長期的なインパクト等も明らかにすること。

なお、本調査は、単一の適用案に集約することを目的とするものではなく、調査項目(2)(3)の調査結果を踏まえ、短期的に導入可能な運用上の対応から将来的に制度・運用の検討に資する方策までを含め、複数の観点・時間軸から適用案を導出することを想定する。

○ 実施時期

後述する調査スケジュールの通り、調査前半と中間報告後の2期間実施すること。

4. 調査期間

NEDOが指定する日から2026年12月31日まで

5. 調査スケジュール

本調査の概略スケジュール(予定)は以下とする。詳細は、NEDOと協議の上で決定すること。

時期	実施内容
2026年7月中下旬	調査開始(調査項目(1))
2026年8月～	調査(調査項目(1)～(4))
2026年10月後半	中間報告まとめ
2026年10月下旬	中間報告
2026年11月～	調査(調査項目(2)～(4)) ※中間報告での指摘等を踏まえた追加論点の整理や案の精緻化
2026年12月後半	報告書作成

6. 報告書

提出期限：2026年12月31日

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

その他：報告書の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・ 調査項目(1)でNEDOから説明する法律や依拠するルール等の情報も整理して報告書に記載すること。
- ・ 調査項目(2)の結果については、調査終了後に根拠に遡って再検証が可能なように、参照先のリンクや原文も可能な限り記載すること。
- ・ 報告書に掲載した図表については、調査終了後に、NEDO側で加工し再活用することを想定し、編集可能ファイルでも提出すること。

7. 報告会等の開催

中間報告会は、調査結果の方向性が適切であることの確認・追加論点の把握を目的に、2026年10月目途に実施する。

追加で委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

なお、これら報告会等には、NEDO、経済産業省、その他独立行政法人等の参加も可能とすること。

8. その他

本調査の提案・実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- 提案
 - ・ 本仕様書に対する提案においては、仕様書の内容をよく確認し、対象とする国・ファンディングエージェンシー等及びその研究開発支援制度や調査方法（分析、評価軸を含む）を明記するとともに、調査深度が分かるように成果物イメージを記載すること。
- 実施
 - ・ 本調査の実施に際しては、NEDOと密に連携し、調査の方向性・進捗などについて協議の上で進めること（特に、調査初期においては、月4回以上の頻度で擦り合わせを行うことを想定）。
 - ・ 打合せは、Web会議を使用して行うことも可とする。
- 情報管理
 - ・ 公募要領等に記載の情報管理に加え、当該調査の実施により知り得た個人情報やNEDOから非公開情報として提示された情報は、当該調査のためだけに利用することとし、調査事業後は適切に処分すること。
- その他
 - ・ 実施事項の内容や進め方及び本仕様書に定めなき事項については、NEDOと実施事業者が協議の上で決定する。